

# 行政書士 <sup>すずき</sup> 鱸 弥生の情報発信

NO.50 金のインゴット、相続手続き



日本経済の先行きが不透明ということで、金のインゴットを購入される方もいらっしゃると思います。今回は、将来、インゴットが相続財産になった場合の相続手続きを実例をもとにご紹介したいと思います。

## どこで購入されたものか

亡くなられたのは、一人暮らしをされていた松子さん（92 歳）。相続人は 5 名。相続税がかかる案件でした。インゴットは、全部で 200 g が 4 枚、100 g が 3 枚、合計で 1.1 kg です。



インゴットには、「TANAKA TOKYO」と刻印されており、購入した際の計算書には、田中貴金属販売株式会社（現在は田中貴金属工業株式会社）と記載されていました。松さんは、とても几帳面な方で、200 g 1 枚を除くインゴットについては、計算書がしっかり保管されていました。相続人の方は 5 名で、どなたも現物を相続することを希望されませんでしたので、最終的には売却し、その金額を 5 名で均等に分けることになりました。

## 相続税申告の評価額

相続税の申告の際に、財産の評価額を出す必要があります。インゴットの場合は、亡くなった日の金の買取価格が評価額になります。例えば、死亡日の金の買取価格が 1 g = 5,000 円であれば、5,000 円 × 1.1 kg = 550 万円が相続財産の評価額になります。相続人は 5 人なので、インゴットについては、一人あたり 110 万円ずつ相続したということになります。申告は税理士が行います。

## 売却する場合

インゴットを売却する場合、相続人には譲渡所得税がかかります。

譲渡所得税の計算

- ・インゴットの売却価格 - (取得価格 + 売却手数料) = 譲渡益 (1)
- ・譲渡益 (1) + インゴット以外の総合課税の譲渡益 (2) - 譲渡所得の特別控除 50 万円 = 譲渡所得金額 (3)

- ・ 譲渡所得金額 (3) × 2 分の 1 = 課税される譲渡所得金額 (4)
- ・ { (4) + (給与所得など) } × 所得税の税率

例えば、相続人がサラリーマンの場合は、給与所得と合わせて総合課税の対象になります。他の所得と合算されるため、年収 200 万円の人と、年収 1,000 万円の人では、所得税の税率が変わってくるということです。ただし、控除額が年間 50 万円ありますので、譲渡益（売却益）が年間 50 万円以内の場合は、譲渡所得税はかかりません。申告は必要です。

### インゴットの取得価格

松子さんの場合、200 g 1 枚の取得価格が不明でした。（それ以外は購入の計算書があり）インゴットの取得価格は、どのように調べるのでしょうか？



バーナンバー  
BD123456

200 g × 1 枚 取得費？

インゴットには、バーナンバーが刻印されており、そのインゴットが製造された年がわかるようになっています。そして、田中貴金属工業が、その年のインゴットの買取価格の最高額、最低額、平均額をデータとして出してくれます。一般的には、その年の平均額を取得費として申告するのが無難だと思いますが・・・ちなみに、売却したインゴットは溶かされて、二度と同じバーナンバーにはならないそうです。

### 記念メダル、記念硬貨

相続財産には、インゴットの他に、記念メダルや記念硬貨がありました。それらについても相続税の申告をしなければなりませんし、売却すれば、インゴットと同じように譲渡所得の課税対象になります。記念メダル（オリンピック記念メダルなど）は、業者に買い取ってもらう場合、金や銀の含有量に応じて買取価格が決まり、記念硬貨は、銀行に持ち込み両替扱いになります。（ネットオークションなどで売却すると、もっと高く売れます。）

税金については、税務署または税理士にお問い合わせください。



鱸（すずき）行政書士事務所  
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町 1-17-203 (JR 芦屋徒歩 1 分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

URL <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail [info@suzuki-gyousei-office.com](mailto:info@suzuki-gyousei-office.com)